

「アスリート」という用語に表出される 新たなスポーツ観の特徴

— 1990年代の読売新聞と朝日新聞の事例を手がかりに —

石井 克 (北海道大学大学院)

**Features of new sports ideology expressed in the term “Athlete”
— A case study with *Yomiuri* and *Asahi* newspapers in the 1990’s —**

MASARU Ishii

(Graduate School of International Media, Communication,
and Tourism Studies, Hokkaido University)

Abstract

The purpose of this study is to clarify a modern sports ideology expressed in newspaper articles by focusing on their use of the term “Athlete”, which steadily increased in the Japanese media since around 1990.

Firstly, it tried to explain why the term “Athlete” became a frequently used term by the media. The study considered it to the fact that the term was used by the UNESCO in the International Charter of Physical Education and Sport in characteristic ways, especially, in its Article 7 supplemented in 1991.

Based on it, Japanese newspaper articles (*Asahi* and *Yomiuri*) in the 1990’s were analyzed. The findings indicate an emergence of new sports ideology, such as “Equality of pro-competition and non-competition”, “Equality in the competition of healthy people and people with disabilities”, “Self-management of the body”, “Expansion and improvement of sports rights” and “Sports as a self-expression” in the Japanese media.

The use of the term “Athlete” symbolizes the change in the recognition and category of modern sports, and opened a new discursive space. It also suggests a new perspective of sports, and international elements.

1. 研究の背景と目的

本研究は、スポーツ報道を行う日本のメディアにおいて、近年その使用が一般的となっている「アスリート」という用語に着目し、現代日本のスポーツ観の一側面について考察する試みである。

現代の日本におけるメディアでは、スポーツ報道を中心に「アスリート」という用語が頻繁に使用されるようになった。その使用例は、一流選手をはじめ、障がい者選手や女性選手など様々である¹⁾。さらには「一般社団法人 日本アスリート会議」などの名称のように、社会の広い文脈の中で使用されている。1999年に文化庁が行った「平成10年度 国語に関する世論調査」では「アスリート」は外来語の理解度に関する項で登場し、「聞いたこと・見たことがある」が35.7%、「意味が分かる」が18.5%だった。それを踏まえると、1990年代末までには、「アスリート」という用語は、一般に認知されることばとして一定程度普及していたと思われる。その背景には、たとえば、障がい者選手を「アスリート」と呼称する場合、そこには障がい者スポーツの発展が考えられるだろう。そのほかにも、海外リーグで活躍する日本人選手が増え、グローバルなスポーツ情報が増加するなど、日本のスポーツ界の様々な変動が理由として考えられる。では、こうした状況下での「アスリート」の使用は、何を表しているのだろうか？ 私見ながら、それらは、現代のスポーツに対する認識や枠組みの変化を提示し、新たな言説空間を可視化させるものだと考えられる。このような問題意識から本論では、スポーツ報道で使用される「アスリート」という用語には、日本ではまだ明確に確認されていない、新たなスポーツ観の特徴が投影されているのではないかという仮説のもと、その使用の文脈と機能に着目し、現代の日本のスポーツ観の一端を明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究の検討と本研究の位置づけ

日本のスポーツ観に関連する歴史的立場からの従来の研究は、主に3つの観点から研究が行われている。それらは(1)近代スポーツが日本に伝播・普及した明治期頃の体育思想やスポーツ観について、(2)戦時下における帝国主義政策としての体育思想・スポーツ観について、(3)オリンピックに関連した体育思想やスポーツ観についてである。なかでも明治・大正期の日本のスポーツ観を身体文化学的な視点から考察した鈴木²⁾は、本論においてもひとつのパースペクティブを与えてくれる。この研究は、日本で「スポーツ」という言葉が大衆化したとされる大正10年頃に着目し、それまで使用されていた「運動競技」という言葉から「スポーツ」へと名称が変化した事象に、スポーツ観の変容を見出している。鈴木という言葉を借りれば「それまで『運動競技』と呼ばれていたものに、新しいまなざしが注がれ始め、『スポーツ』と呼ばざるを得ない、新しい『思考』と『実践』が開始された」³⁾のであり、その背後には「社会的な布置の変容、それを見る人々のまなざしの変容」⁴⁾が存在しているという。ここで重要なのは、一見、同一視されてしまいがちな2つの言葉の差異に、価値観の変容を見出した点である。つまりこの主張は「運動競技」から「スポーツ」への変化の過程で立ち現れる価値観の変化に着目した点で、本研究においても有用である。また、鈴木と類似した観点から、日本のスポーツ観の変化を「根性」という概念の変容をもとに考察した岡部⁵⁾らは、1964年の東京オリンピックのメダル獲得に向けた日本の強化政策において「根性づくり」があった事実を踏まえ、1970年頃から「根性」という概念がそれまでのものとは変質しスポーツと結びついて定着していった歴史を明らかにした。このように1つの概念が時代によって変化する点に着目した部分は本論においても有用である。

これらを踏まえると、田里が「近年、技や技術、技能を極めていく競技者を、『アスリート』

という名称で表現されることが多くなってきました。これまでスポーツマンと称し、人格的・道徳的に完璧が期待されることに、少々窮屈な思いをする人も増えてきたのかもしれませんが⁶⁾と主張するように、「アスリート」はスポーツの新たな言説空間を創生する用語である可能性がある。しかし「アスリート」に関連する先行研究としては、スポーツの商業化といった観点からの「選手の商品化」への言及や、日本への帰化選手のマイノリティ研究、さらには引退後の「セカンドキャリア」いった側面から選手そのものを対象としたものが多く⁷⁾、「アスリート」言説や用語の意味に着目した研究は管見ながら見当たらない。そのため本論は「根性」あるいは「スポーツマン」以降の新たな日本のスポーツ観を、スポーツ文化史的に考察するための基礎的準備になるのではないかと期待される。

3. 研究方法と分析対象

本論では、2つの研究方法を用いる。ひとつは「アスリート」という用語が日本のメディア上で大きく登場した時期とその背景を特定するため新聞の量的分析を行う。もうひとつは、主として新聞記事をもとに事例の分析を行い「アスリート」という用語がどのような文脈で登場し、どのような機能を担っているのかを考察する。具体的には、①日本を代表する全国一般紙として知られる読売新聞と朝日新聞のデータベースを利用した「アスリート」という用語の出現頻度の調査、②同じく、読売新聞と朝日新聞の記事の内容分析を行う⁸⁾。

4. 英語「athlete」の現代的使用の特徴

日本における「アスリート」の使用動向を調査する際、日本で言われる「アスリート」は、英語「athlete」をカタカナ語で表記したものであることを忘れてはならない⁹⁾。そのため、ここでは英語表記の「athlete」が、現代では、どのように用いられていたのかを簡単に把握しておく必要がある。

まず、本論にひとつの示唆を与えてくれるものとして、1974年に各競技のプロ化の波に押される形で『オリンピック憲章』の「参加資格」に関する項目の全面改定が実施されたことは注目に値する。こうした事態は「名誉」に重きが置かれ、近代オリンピックにおけるオリムピズムの土台となってきたアマチュアリズムの変容を示す一例であろう。そこでは、オリンピック憲章内でそれまで使用されていた「amateur」の一語が削除された¹⁰⁾。このことは、アマチュア競技がプロ化している状況や五輪の商業主義など、スポーツの商業化といった問題をはらんでおり¹¹⁾、それは参加することを「名誉」としてきた近代オリンピックの理念が変化してたことのものである。こうした事態は、それまでの憲章内で、アマチュアリズムを前提として使用されてきた「athlete」という用語に付与される意味の変化を示すものであり、現代のスポーツ観の変容を考察する際のひとつの視座になることを示しているとも考えることもできる。

では、現代において「athlete」という用語は、実際にはどのように使用されているのだろうか。その使用が特徴的である例のひとつとして、「国際連合教育科学文化機関（UNESCO）」（以下ユネスコ）が1991年に補足した「体育およびスポーツに関する国際憲章（International Charter of Physical Education and Sport）」（以下「憲章」）の追加条項を見てみたい。この「憲章」は、第1条から第11条までの条文で構成され、すべての人がスポーツを営む権利があることを明文化したものである。もともと1978年に制定された「憲章」は、13年後の1991年に行われた第26回ユネスコ総会において改正が行われ、「第7条」が補充された。その内容は「体育・スポーツの倫理的・道徳的価値の擁護は、すべての人々にとっての日常不断の関心事でなければならない¹²⁾」といったタイトルのもと、スポーツのモラルに関して言及したものである。この第7条において注目すべき点は、憲章内において初めて「athlete」という用語が使用されたことであ

る。こうした事態は、当時すでに問題視されていたスポーツの商業化などの諸問題に対応するために補足されたものであると推測することもできるが、そうした状況下での「athlete」の使用は、のちに日本の新聞報道の記事分析をするための予備的知識、あるいは、ひとつの指針になるとも考えられる。また1991年に「第7条」が補足された事実は、陸上大会における賞金制の導入¹³⁾やオリンピックの「オープン化」が決定された時期である事を踏まえれば、歴史的観点から考えても注目に値する。そのため次からは「athlete」が、「憲章」の中で実際にどのような文脈で使用されているのかを確認していく。

1991年のユネスコ総会で補充された第7条は、全4項目によって構成され、第1項、第3項、第4項に「athlete」(athletesを含む)が使用されている。その内容を概観すれば、第1項はスポーツ界における様々な問題、第3項は過剰なトレーニングや子どもの指導に関する問題、第4項はドーピングに関する問題への言及である。ここでは、その特徴が顕著に見られる第1項と第3項に着目し、「athlete」という用語がどのような文脈の中で使用されているのかを見ていく。まず第1項は以下のような内容である。

Top-class sport and sport practiced by all must be protected against any abuse. The serious dangers with which phenomena such as violence, doping and commercial excesses threaten its moral values, image and prestige pervert its very nature and change its educative and health promoting function. The public authorities, voluntary sports associations, specialized non-governmental organizations, the Olympic Movement, educators, parents, supporters' clubs, trainers, sports managers and the athletes themselves must combine their efforts in order to eliminate these evils. The media have a special role to play, in keeping with Article 8 in supporting and disseminating information

about these efforts.

第1項では、スポーツに生じる様々な問題が「athlete」の文脈に関連して語られている。ここでは、暴力、ドーピング、「過度の商業化」などのスポーツに生じる様々な問題が「スポーツの道徳的価値やイメージ、さらには威厳を脅かす重大な危機」として捉えられ、また、こうした諸問題は「スポーツの教育的機能および健康促進の機能を変質させる」ことから、公共機関、自主的スポーツ団体、特別非政府組織、オリンピック運動、教育者、両親、サポータークラブ、トレーナー、スポーツの幹部および「athletes themselves (アスリート自身)」もこれらの「諸悪を排除するための努力を集結」しなければならず、さらには「メディアもこれらの努力を支援し、情報を広めていく上で特別の役割を果たさなければならない」と述べられている。

まず第1項において、「athlete」の使用は下線部の一語のみである。しかし、第7条において「athlete」という用語が初めて使用されている事実を踏まえれば、より深い考察が必要であろう。そのためまず冒頭の「Top-class sport and sport practiced by all… (トップクラスのスポーツおよびみんなが実践するスポーツ…)」という記述に着目する。この「憲章」全体は、人種や社会的出身や地位などに左右されないすべての人々が、スポーツを営む権利があることを前提¹⁴⁾としており、第1条では「Every human」や「Everyone」といった用語の使用が見られる。しかし、第7条では、そうした用語の使用は見られず、「みんなが実践するスポーツ」は「トップクラスのスポーツ」に導かれる形で言及されている。その理由は第一には、「ドーピング」や「過度の商業化」といった第7条が直面するスポーツ界の危機は、現実には何よりも「トップクラスのスポーツ」の問題だからだろう。だがアマチュアリズムがもはや厳密には維持されていない時代背景においては、「みんなが実践するスポーツ」をアマチュアのスポーツとして「トップクラスのス

ポーツ」から分離して保護するという方策は採用できない。また「トップクラスのスポーツ」をプロとアマに分割して、後者だけを「みんなが実践するスポーツ」と関連付けて正当化することもできない。言い換えるならば、もはやアマチュア競技がプロ化してしまっている現状を前に、従来、スポーツ界で前提とされてきたアマチュアリズムの理念を前面に掲げて、これまで境界線が厳密に引かれてきた「プロ」と「アマ」というカテゴリーの基盤上で、問題視される諸問題を捉えることはできないということである。こうした背景には、すでに第7条が補足された1991年において、商業化やドーピングといった諸問題が、「プロ」「アマ」といった立場を問わず生じているものであったからであろう。したがって、スポーツを営む権利がある「みんな」に、現在の「トップクラスのスポーツ」の危機である「ドーピング」や「過度の商業化」と闘う義務がある、というのが第1項冒頭の導入が目指す方向性だといえる。このことを説得的にするために、「athletes themselves」の義務が特に強調されるのだと思われる。つまりスポーツを営む誰もが「athletes（賞品を目指して競技する人）」でありうるし、そうした「athletes」は能力に応じて「トップクラスのスポーツ」に参加するはずである。商業化された「Top-class sport（トップクラスのスポーツ）」の危機は、「athletes themselves（アスリート自身）」が闘わなければならない危機へと転化され、スポーツを営む「みんな」の危機になる。それは第3項においてより明確である。

It is important that all sports authorities and sportsmen and women be conscious of the risks to athletes, and more especially to children, of precocious and inappropriate training and psychological pressures of every kind.

ここでは「all sports authorities and sportsmen and women」に対して、不適切なトレーニングや心理的圧迫といった危険が、「athletes」や特

に子どもに対して生じることを自覚する必要性が説かれる。ここで注目すべき点は「sportsmen and women」と「athletes」の使い分けである。前者はたとえば、スポーツを単純に遊びとして楽しむときには、「athletes」が晒される諸々のリスク、ましてや「トップクラスのスポーツ」のそれとは無縁の存在だろう。しかし追加第7条の言説空間の中では、彼らは現実にそうでなくとも潜在的には「子ども」を含めてすべて「athletes」であり、そうである以上、「トップクラスのスポーツ」にもっとも明白に現れる現代的なスポーツのさまざまなリスクに対して「自覚的」である必要があるのである。

「憲章」の第3条第3項では「競技スポーツは、たとえそれが華々しい様相を呈していても、オリンピックの理想に従って、それが最高の特典としている教育的スポーツの目的に役立つことを常にめざさなければならない。それは決して利潤を追求する商業的関心に影響されてはならない」¹⁵⁾とされている。補足された第7条でも商業化などへの言及が見られることは、1990年に国際オリンピック委員会がプロ・アマの完全オープン化に踏み切ったように、スポーツ界におけるコマーシャルリズムの台頭が、その背後で問題視されていることは想像に難くない。しかし第7条第3項では、「教育的スポーツ」の対象である「子ども」が晒されるリスクと、「トップクラスのスポーツ」に参加していくであろう「athletes」が晒されるリスクを、まったく同列に扱っている。「athletes」はそのことで、商業化をそこに繰り込んだ分割されない<ひとつの>スポーツに関する言説空間を開くとともに、「過度の商業化」と闘う自覚やモラルが、とりわけ「athletes themselves」に要求されているのが特徴的である。

5. 日本の新聞報道における「アスリート」の使用動向

ユネスコの「憲章」において1991年に第7条が補足され、そこで「憲章」中に初めて使用が見ら

れたことは「athlete」が、現代のスポーツ観を反映する重要な用語の1つであることが暗示される。では、日本で外来語の「athlete」が「アスリート」として使用される際、そこにはどのような特徴が見られるのであろうか。以下からは、日本のメディアにおける「アスリート」の使用状況の一端を確認するため、今回は読売新聞と朝日新聞を対象として分析を行う。新聞に着目した理由としては、日本でポピュラーなメディアのひとつであり、スポーツの報道が毎日のように行われているためである。まずは紙面上において「アスリート」という用語の出現頻度を確認する。

5-1 読売新聞と朝日新聞における10年ごとの「アスリート」の出現頻度

ここではまず、実際に日本のメディアでは「アスリート」という用語がいつ頃から使用されているのかを確認するため、全国紙として知られる読売・朝日新聞をもとに2紙のデータベースを利用

表1 読売新聞・朝日新聞の10年ごとの「アスリート」の出現頻度

年代	読売新聞	朝日新聞
1920～1929年	1	1
1930～1939年	1	13
1940～1949年	1	1
1950～1959年	12	0
1960～1969年	9	0
1970～1979年	1	1
1980～1989年	5	15
1990～1999年	250	272
2000～2009年	3086	2811

(注) 読売新聞「ヨミダス歴史観」、朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」のデータベースを利用し筆者が作成した。検索時期は、データ化されている最古からとし、読売新聞1874-2010年、朝日新聞1879-2010年に設定して「アスリート」という用語の使用状況を調べた。検索ワードは「アスリート」と入力し、地方紙を含めた朝刊・夕刊、さらには同じ記事でも紙面化という観点からカウントの対象として、チーム名等の固有名詞も同様とした。しかし、直接関係ないと思われる戦時期の「アスリート飛行場」は除外した。

して出現頻度をまとめた¹⁶⁾。表1は2紙における10年ごとの出現頻度の合計をまとめたものである。

1874年創刊の読売新聞と1879年創刊の朝日新聞では、1920年代頃から紙面において「アスリート」の使用が見られた。読売新聞においてはデータベースを用いた実際の記事の中で1920年代に「アスリート」が1件ヒットしたものの、実際の記事(1923年6月30日:朝刊)では用語の使用は見当たらなかった。一方、朝日新聞では、外国人が指導者を務めて陸上教室を開催した記事の中で使用が確認できた。その内容は「熱心な都下のカレヂアン・アスリート」(朝日新聞1924年11月10日:東京朝刊)として大学生の「陸上競技選手」を指して使われていた。また1930年代の市民競技会の開催を告げる記事の中では「東京オリンピック大会を目指す市民アスリートの利用で…」(朝日新聞1937年7月31日:東京夕刊)といった使用が見られ、五輪出場を目指す「市民アスリート」による利用でプールや陸上競技場が連日賑わっていることが紹介されている。その他にも50周年を迎えた米国の体育協会に関する記事では「米国体協は機関紙アマチュア・アスリートにホイト会長の巻頭言を載せて米国のスポーツ道を明らかにして居る」(朝日新聞1939年1月10日:東京朝刊)とあるように米国雑誌のタイトルでの使用であった。1930年代には朝日新聞で13件¹⁷⁾、1950年代には読売新聞でも12件¹⁸⁾の使用が見られたが、特徴的な傾向は確認できず1980年代までは「アスリート」という用語の使用はわずかであった。

しかし、1980年代頃まではほとんど使用が見られなかった「アスリート」という用語は、1990年代になるとその頻度は一気に増加している¹⁹⁾。データベースのヒット件数を見ても、読売新聞では250件、朝日新聞では272件の使用が確認できたことから、読売・朝日新聞においては「アスリート」という用語は1990年代以降から頻繁に使用されるようになったと言える。そして2000年代は1990年代の10倍以上であった。このように1990年代から使用が増加している理由としては、上記で

も触れたように、五輪のプロ・アマのオープン化や、ユネスコの「憲章」に「第7条」が補足され、「athlete」という用語が初めて使用されたこととも無関係ではないだろう。それらの関係性についての考察も重要であるが、今回は日本の新聞報道における「アスリート」の使用の分析が目的であるため、まずは新聞報道に限定し、使用頻度が増え始めた読売・朝日新聞の1990年代における1年ごとの出現頻度を確認する。

5-2 読売新聞と朝日新聞における1990年代の「アスリート」の出現頻度

表2は「アスリート」の使用が急激に増え始めた1990年代の読売・朝日新聞の1年ごとのヒット数をまとめたものである。各年の出現頻度は以下の通りである。

1990年代における1年ごとの出現頻度を見てみると、その頻度は1年ごとに増減が見られた。たとえば日本で世界陸上競技選手権大会が初開催された1991年は、前年に比べてともに使用は増加していた。さらに夏季オリンピックのアトランタ大会が行われた1996年、長野での冬季オリンピッ

表2 読売新聞・朝日新聞の1990年代の各年の「アスリート」の出現頻度

年代	読売新聞	朝日新聞
1990年	2	11
1991年	19	44
1992年	15	6
1993年	20	8
1994年	22	7
1995年	15	13
1996年	31	19
1997年	18	43
1998年	34	53
1999年	74	68
2000年	145	214

(注) 読売新聞「ヨミダス歴史観」、朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」のデータベースを利用し筆者が作成した。検索時期は1990年から2000年まで。検索ワード、カウント対象等は、表1と同様。

ク開催やサッカー日本代表がW杯（フランス大会）に初出場した1998年、夏季オリンピックのシドニー大会が行われた2000年などは、前年よりも増加傾向で特に2000年は顕著であった。

それでは、実際の記事の中で「アスリート」という用語はどのような仕方で行われているのだろうか。以下からは実際に使用が増え始めた1990年代の新聞記事から特徴的な事例を挙げ、その内容を検討する。

5-3 読売新聞と朝日新聞に見られる「アスリート」の変遷

まず1990年代前半のスポーツ界の状況を簡単に紹介すれば、1990年9月には東京で国際オリンピック委員会（IOC）総会が行われ、オリンピック憲章改定案を採択してプロ・アマの完全オープン化を表明した²⁰。そこでは、第26条の五輪の「参加資格」²¹において、国際競技連盟と各国のオリンピック委員会が認めれば、プロ・アマを問わずオリンピックに参加できるという条項が盛り込まれた²²。また、陸上短距離選手であった米国のベン・ジョンソンのドーピングが発覚し世界記録が抹消される事態や、1991年には、第3回世界陸上競技選手権大会の日本初開催、選手強化に向けたスポーツ振興基金の発足、1993年にはサッカーのプロ化によりJリーグが開幕した。そうした状況の中で「アスリート」の使用に注目すると、1990年代前期は、その多くが「陸上」に関する記事ないしは「陸上競技選手」への使用であった。たとえばチトセ国際室内大阪大会に出場する棒高跳びの世界記録保持者である「鳥人ブブカ」らを紹介する記事では「昨年の世界陸上の金メダリスト五人を含む十二か国、二十五人の海外のトップアスリートがそろう」（読売新聞1992年2月8日：東京夕刊）というように「(トップ)アスリート」は「陸上競技選手」を指していた。また「アジア陸上に新時代 旧ソ連の6か国が新しく仲間入り マニラで第10回大会」（読売新聞1993年12月6日：大阪夕刊）の記事の「ブロンドの髪にすらりと伸びた白い足のアスリートが

スタートラインに並ぶ」も同様である。このほかにも「世界ベテランズ陸上選手権宮崎大会」の記事の「世界の頂点を目指す五輪選手並み、七十九歳のトップアスリートの『ジャンプ人生』がある」(朝日新聞1993年1月31日:朝刊)では「陸上競技選手」を指す使用がある。逆に「陸上競技選手」以外の使用例としては「アメフト 関学、京大の新QBに注目！」(読売新聞1993年4月21日:大阪夕刊)という記事の中で「昨年、大学日本一に導いたアスリート、金岡が抜けた京大」というタイトルのもと、アメリカンフットボールの選手を対象にした使用例が見られたが、前期の多くは「陸上」に関する記事の中で「陸上競技選手」を対象に使用されていた。

中期には、前期に見られた「陸上競技選手」を対象とする使用から、アマチュアからプロへの転身やスポーツ界の商業化に関する文脈の中での使用が増えてくる。たとえばそれは「[アトランタへの助走]第5回世界陸上(中)賞金制(連載)」(読売新聞1995年7月28日:東京朝刊)の記事において、「名誉だけでは走れない」といった小見出しのもと、国際陸上競技連盟が2年後の1997年に開催される世界選手権から賞金制を導入する内容の連載記事でも確認できる。そこでは、男子短距離のトップスプリンターであるカール・ルイスの「我々はプロのアスリート。生活を守るためにも、走ることの対価として当然、報酬を受ける権利がある」という特徴的なコメントが引用されている。一見、ここでも「陸上競技選手」を指して「アスリート」が使われているようにも見えるが、「我々はプロのアスリート」という記述から、「アスリート」は「プロ/アマ」という文脈の中で使用されていると見なした方が適切であろう。また、後の事例分析で見る、女子マラソンの有森裕子が「プロ宣言」した記事の使用もこの時期である。

さらに「特集『五輪の経済学』資金も強化も4年計画」(読売新聞1996年9月16日:東京朝刊)という記事では、各国の五輪のメダル獲得に向けた強化費に着目し、諸外国のオリンピック委員会に

おける強化費とその成果を紹介している。それらをまとめたスポーツ政策論の専門家も「トップアスリートの活躍は、国民のスポーツへの関心の高まり、スポーツ市場、産業の発展による雇用機会の拡大、税収の伸びなどの可能性を秘めている」と、「プロ/アマ」を区別せず、その経済効果について述べている。

1990年代後期になると、日本人選手の海外での活躍やスポーツ界のグローバル化や多様化が進んでいく中、「アスリート」の使用も「陸上競技選手」、さらには中期に見られた「プロ/アマ」以外の使用へと広がりを見せる。たとえば「長野パラリンピック 私の職業は『競技者!』 チェアスキーの女王・サラ選手」(読売新聞1998年3月11日:東京朝刊)の記事では「不屈の生き様、健常者にも手本」といった小見出しのもと「『私はフルタイムのアスリート(競技選手)です』サラ・ウィル(32)(米)は、職業を聞かれるとこう答える。(中略)仕事は選手——との答えに、“アルペンの女王”の強烈な自負がのぞく。」や、後にみる女子アルペンスキーのラインヒルト・メラーのように「障がい者選手」を指して使用が見られる。サラ・ウィルの記事では、「フルタイムのアスリート(競技選手)」という記述から、「プロ/アマ」の文脈のようにも見えるが、「健常者にもお手本」といったタイトルにもあるように、その背景には「健常者/障がい者」の文脈があると読み取る方が妥当であろう。そのほかにも、プロゴルファーの丸山茂樹やプロ野球選手のイチロー、さらにはプロ化されておらず、メジャー競技とは言い難いスキー距離の青木富美子に対する使用²³⁾もあった。さらに「具体化へ推進委、1月に国際会議 神戸アスリートタウン構想」(朝日新聞1997年12月17日:兵庫朝刊)という記事では、アスリートは「子どもや高齢者からトップ選手」であり、スポーツの愛好家も含めた使用が見られた。

まとめれば、前期に見られた「陸上競技選手」に限定された文脈から、中期にはスポーツの商業化に関する記事を中心に「プロ/アマ」の文脈で

の使用が増えた。さらに後期は「障がい者」「プロ選手一般」「国際的に活躍するメジャーなプロ選手やマイナーなアマチュア選手」、その他にも「スポーツ愛好家」全般への使用が見られ、前期や中期と比べても「アスリート」の使用は拡大し、その対象や意味にも広がりが見られた。

6. 読売新聞と朝日新聞に見られる「アスリート」の使用の特徴

6-1 「アスリート」に見られる新しいスポーツの視座

ここまで「アスリート」の使用頻度が急速に増加していった1990年代の読売・朝日新聞に着目し、その時代のスポーツ界の動向を踏まえ、「アスリート」の使用の特徴を三期に分類してきた。ここでは使用される文脈に変化が見られ、その使用は拡大していた。では、こうした「アスリート」の使用の拡大は、現代のどのようなスポーツ観を反映しているのだろうか。以下からは、実際の新聞記事を参考に、「アスリート」という用語に見られるそれぞれの文脈における特徴を分析しながら、「アスリート」という用語の使用に表出されている、いくつかの新しいスポーツの視座について考察していく。

6-1-1 <プロとアマの競技の平等化>

第5章で述べたように、1990年代には「アスリート」の使用が増加し、さらに使用の文脈にも広がり確認できた。特に中期に見られたカール・ルイスの記事のように、「アスリート」という用語の使用によって、従来前提とされていた「プロ／アマ」の二項対立的な境界の差異が消滅あるいは克服されているような使用が特徴的である。それは、新たなスポーツ観の枠組みを提示する視座として捉えても特徴的な記事のひとつであると考えられる。1990年代における2紙の使用を見ても、「アスリート」の使用が、そのような機能を担っているだろうと思われる記事は、読売新聞の記事54件、朝日新聞でも53件、確認できた²⁴⁾。そのためここではほんの一例ではあるが、スポー

ツの商業化という側面から、「アスリート」が使用されている例を分析し、そこにどのようなスポーツ観が表出されているのかを明らかにしたい。

まずはじめに紹介する記事は、当時の日本ではまだ自明の理念としては確立されていなかったが故に記事化された、「アマチュア競技のプロ化」に関する記事である。

日本の陸上選手にもいよいよ“プロランナー”としての意識が芽生えてきた。女子マラソンの有森裕子（リクルート）のこの日の「プロ宣言」は、こうした意識変革の表れとみることができる。欧州、米国、アフリカなどのトップ選手たちは、すでに実質的にはプロとして活躍しており、自らの職業を「ランナー」や「アスリート」と答えることがほとんど。（中略）世界でプロとアマの垣根が取り除かれる競技が増えている。国際陸連には“プロ登録”の制度はないが、来年のアテネ世界陸上では選手に賞金を出すなど、実質的には「プロ・アマ統括団体」として機能しているのが現状だ。有森のプロ宣言が、他の選手やスポーツ界にどんな波紋を広げ、スポーツ界がどう対応するのか注目したい。

（「マラソンの有森がプロ宣言 選手の“意識変革”を象徴」読売新聞1996年12月27日：東京朝刊）

陸上競技選手の有森が「プロ宣言」したことを紹介するこの記事の背景となっているのは、「アテネ世界陸上では選手に賞金を出す」ことに象徴されるような、従来はアマチュア競技であった陸上競技のプロ化であり、商業化の現状である。記事はしかしこの現状を記述するときに、敢えて当時はまだ耳新しかっただろう「アスリート」という用語を翻訳せずに使っている。すなわち海外のトップ選手は、自らの職業を「陸上競技選手」と答えるのではなく、「アスリート」と答えるというように紹介されている。これは前節で触れた「名誉だけでは走れない」という記事でカール・ルイスの発言が、「我々はプロのアスリート」と

なっていて、「我々はプロの陸上競技選手」というようには翻訳されていないと同様である。陸上競技は従来「オリンピックの華」、つまりアマチュアリズムを根幹とするオリンピックの代表的競技と見なされていた。「プロの陸上競技選手」が増えているという実状は、もしそう表現されたとすれば、アマチュアリズムという規範に対する侵犯のように受け取られかねないだろう。だが上の記事は陸上の商業化という現状を、「プロとアマの垣根が取り除かれる」ものとして、理念的に肯定しようとしている。そのためにアマチュアリズムが染みついた「陸上競技選手」は、「アスリート」という新たな用語で言い換えられるのである。「プロ／アマ」の区別が取り除かれた新たなスポーツ観においては、陸上競技に携わるすべての者は、まずすべての者が平等に「アスリート」なのであって、そのうえで「プロのアスリート」とそうでない者との程度の違いがあるだけに過ぎない。記事が語る「意識改革」はその意味では、記事自身が「アスリート」という用語を用いることですでに遂行されているのである。「アスリート」という用語はこの文脈では、アマチュア競技のプロ化という実状を踏まえながら、その先に「プロとアマの競技の平等化」という新たなスポーツ観を表出している。

6-1-2 <障がい者と健常者の競技における平等化>

1990年代の後期には、「障がい者選手」に関する記事において、「アスリート」の特徴的な使用が確認できる。それは、「アスリート」の使用によって、それまで暗黙裡に存在していた「健常者／障がい者」の差異が、理念上では消滅ないしは克服される機能である。それは言い換えるならば、障がい者スポーツ選手の認知度の向上を示すものである。1990年代の記事を見るとそうした機能を帯びて「アスリート」が使用されていると考えられる記事は、読売新聞で16件、朝日新聞で33件だった。以下では、そうした記事の中から「障がい者選手」に対する「アスリート」の使用が顕

著に示されている記事を取り上げ、そこにどのようなスポーツ観が表出されているのかを分析する。

「ドイツのラインヒルト・メラ選手(42)は、長野パラリンピックの女子アルペンスキーで十五個目の金メダルを獲得した。競技生活は二十年余りで、パラリンピックは今回で六大会連続出場となる。健常者が参加する競技会にも積極的に挑戦し、さらに大学でスポーツ教育学を教えた経歴も持つ異色の選手。「トップレベルの障害者の選手が健常者と競うことこそ、障害者スポーツのゴールであるべきだ」と持論を語るスーパーアスリート(競技者)だ。(中略)故郷の隣村のログハウスメーカーから「十年間で百万ドル」のCM契約が持ち込まれた。四個の金メダルを首からかけてほほ笑むポスターが作られた。「障害者がスポーツで多額の報酬を受け取るのは革命的で驚くべきことよ」と強調する。(中略)「私にとって健常者に挑戦することは大切なことなの。健常者と分断されないためにね」と力を込める。「あと一世紀のうちに障害者と健常者がともに競技するようになるかもしれない」と、夢を描くメラ選手。パラリンピックのことを「私のホーム。フィールド」と表現した。

(「パラリンピックで金メダル15個 独・メラ選手、ゴールは「健常者と競争」」読売新聞1998年3月12日：東京夕刊)

パラリンピック界のスーパースターであるドイツ人のメラを紹介するこの記事では、障がい者選手である女子アルペンスキーのメラを「スーパーアスリート(競技者)」と形容することで、障がい者選手の立場や認知度の向上がテーマになっている。その前提として、「健常者／障がい者」の差異の現状が前景化される。まず「障害者と健常者がともに競技する」ことは、メラをもってしても一世紀後の「夢」としてしか描くことができず、そこには身体的なハンディキャップの大きさであろう。また報酬についても、メラ本人が「革命的」と形容するほどに、障がい者選手と健

常者では現状に大きな差がある。この現状を踏まえたうえで、それでも「健常者と分断されないために」「健常者に挑戦する」メラーは、「スーパーアスリート」だと形容される。彼女が「スーパー」なのは、一見したところでは彼女の障がい者競技での実績や、報酬の多額さを指してのことのようにも見える。だがその場合は、メラーは障がい者競技において、健常者のスーパーアスリートと肩を並べる成功を取めたという意味で、スーパーであるだけだろう。この記事はしかしそれに加えて、メラーが健常者アスリートの誰もがなしえない形で、「アスリート」の理念を追求し体現しているからこそ「スーパー」なのだと言意しているように思われる。先に見たように、「アスリート」に表出される新たなスポーツ観が、スポーツにおける平等化に関わるものだとすれば、この理念を「健常者と分断されないために」「健常者に挑戦する」という形で実践できるのは、障がい者アスリートの側からのみである。もちろんそうした「挑戦」の背景には、「健常者／障がい者」の差異に対して敏感になっている現代の「公共性」一般のまなざしがあるだろう。たとえば日本のスポーツ基本法は、スポーツを「健康で文化的な生活を営むために不可欠なもの」²⁵⁾と位置付けるが、そうした公共的なスポーツの権利は、障がい者にとってはまだ十分に実現されているとはいえない。障がい者「アスリート」はそうした不十分な公共性、すなわち障がい者の「分断」を、競技における「分断」の克服という形で理念化する。そして平等化のこの強い理念の途上にあるものとして、障がい者がスポーツ競技で多額の報酬を得ることは「革命的」な一歩として肯定されるのである。「アスリート」はこの文脈においては、＜障がい者と健常者の競技における平等化＞という新たなスポーツ観を表出している。

6-1-3 <身体の自己管理>という新たな身体へのまなざし

上記の2例は共に＜平等化＞に関わるものだったが、これとは別系列の「アスリート」という用

語の使用の特徴がある。それは身体観、または身体への「まなざし」に関するもの、別の表現をするならば、身体の「自己管理」ともいうべき視座である。こうした文脈での使用と思われる記事は、読売新聞で52件、朝日新聞で35件だった。それは例えば下記に示した記事である。

(前略) 丸山復活の契機は米国ツアーで周囲を眺め、自己の甘さに気付いたことだ。本場のトッププロは試合中も体力づくりを欠かさない。自身を振り返れば、学生時代に蓄積した筋力と80キロを超す体格に頼り、揚げ句にその貯金もプロ入り後六年間でほぼ使い果たした。今季未勝利の不振がその表れ。八月、彼は「米国並みのアスリートゴルファーになろう」と開眼する。スポーツジムへ通い、試合中もホテルで器具を使っての筋力づくりを始めた。いま持ち上げる鉄の塊は10キロから40キロに増量し、体重は9キロ減。「どん底当時は下半身が弱って球を打ち急ぎ、スイング軌道がどこを通っているか分からなかった。スライスマ、フックも思っている方向に飛ばなかった。現在は土台がしっかりしてきたので、スイングのトップが決まり、軌道も自覚できている」という状況が生まれた。(中略) 新丸山、門出の抱負である。

(「丸山茂樹独走、今季初V ゴルフのブリヂストンオープン」朝日新聞1999年10月25日：朝刊)

日本のトッププロゴルファーである丸山が、約1年ぶりの優勝を遂げたことを紹介するこの記事では、上記の2つの事例とは異なる新たな特徴が見られる。文末の「新丸山」という表現に見られるその「新しさ」とは、「『米国並みのアスリートゴルファーになろう』と開眼する」ことによって生じるものであろう。丸山はすでに日本ではゴルファーとしてトッププロであるが、ここで言われる「本場のトッププロ」とは「試合中も体力づくりを欠かさない」身体の自己管理を徹底するゴルファーである。「米国ツアーで周囲を眺め、自己の甘さに気づいた」丸山が「スポーツジムへ通

い、試合中もホテルで器具を使って体力づくりを始めた」ことで、「アスリートゴルファー」に変身していくことが「新しさ」といえよう。こうした身体に対する視線は、たとえばイギリスのパブリックスクールに象徴されるように、「近代社会の権力との関係」の中で他者からの規律・訓練的な管理のもとに「従順な身体」を前提とする近代スポーツの身体観ではない²⁶⁾。その新たな視線は、マルチな身体能力²⁷⁾の獲得を目標として、自己の身体といわば競争する過程に注がれる新たなまなざしであろう。そしてこうした自己管理は、それを実行するための環境や条件が必要である。それは先の障がい者選手のサラ・ウィルの「私はフルタイムのアスリートです」という主張や、カール・ルイスの「我々はプロのアスリート…報酬を受ける権利がある」というコメントのように、プロ・アマの垣根を越えた「アスリート」という同じ土壌において「報酬（収入）」を得ることの正当性が主張されていることと関連づけることができよう。

6-1-4 <スポーツの権利の向上や拡大>および <自己表現としてのスポーツ>

上述した身体への「まなざし」に加え、「アスリート」の使用に見られる第4の特徴は、スポーツの権利やスポーツの社会的意義などの文脈に用いられることである。この場合はスポーツの権利の拡大が強調されると同時に、しばしばスポーツは競争として位置付けられるのではなく、「自己表現」として捉える。そうした内容に関連するであろう記事は下記で示した政策における固有名詞も合わせると、読売新聞で57件、朝日新聞では81件確認できた。ここでは「神戸アスリートタウン」の記事を例にその特徴を確認していく。

子どもや高齢者からトップ選手までが、それぞれの技術レベルに応じてスポーツを楽しむ、健康づくりができるまちづくりを目指す「神戸アスリートタウン（健康・スポーツ都市こうべ）構想」の具体化に向けて、神戸市はこのほど、ス

ポーツ学識経験者、医療関係者、まちづくりの専門家らで構成する構想推進委員会を設置した。

（中略）提言では「アスリート」を、「身体を動かすことで心身を健康に保ち、自分を表現し、積極的に楽しく生きようとする人」と定義。家族や友達が遊びや行楽で楽しんだり、学校の運動部などが合宿したり、プロや全国レベルの選手が医療や調整にやってきましたりすることができるようにする、としている…

（「具体化へ推進委、1月に国際会議神戸アスリートタウン構想」朝日新聞1997年12月17日：兵庫朝刊）

神戸市のスポーツ政策の一環として、神戸アスリートタウン構想を紹介するこの記事は、競技スポーツとは直接関係しない文脈で「アスリート」の使用が特徴的に表れている例であろう。ここでのアスリートの対象は「子どもや高齢者からトップ選手」であり、ユネスコの「憲章」の例に近い。「家族や友達が遊びや行楽で楽しんだり、学校の運動部などが合宿したり、プロや全国レベルの選手が医療や調整にやってきましたり」という内容のようにスポーツの愛好家からプロまでを含めて、娯楽性や遊戯性、教育的側面、社会的意義や価値をも含めたスポーツの在り方を主張することから<スポーツの権利の向上や拡大>という新たなスポーツ観を表出している。さらに、アスリートの「身体を動かすことで心身を健康に保ち、自分を表現し、積極的に楽しく生きようとする人」という定義には、スポーツを「自己表現」と位置付けるあまり聞き慣れないフレーズが目に入る。これは、明治期に近代スポーツが日本に伝播されて以後、精神性を重視する修養的傾向が見られたこれまでの側面とは異なり、スポーツにおける「主体性」の在り方を示しているともいえる。それは近年、競技要素が少ないニュースポーツや軽スポーツ²⁸⁾が日本で普及している現状を見てみても明らかである²⁹⁾。こうした記事から<スポーツの権利の向上や拡大>および<自己表現と

してのスポーツ>という新たなスポーツ観の表出を読み取ることができる。

6-2 「アスリート」の国際性と先進性

前節では、個々の文脈における「アスリート」の使用の特徴を確認してきた。その上で<プロとアマの競技の平等化>、<障がい者と健常者の競技における平等化>、<身体の自己管理>、<スポーツ権の向上と拡大>および<自己表現としてのスポーツ>という新たなスポーツ観の表出を明らかにしてきた。ここではさらに、そうした個々の文脈の多くに覆いかぶさっている、「アスリート」のもうひとつの文脈を指摘したい。それは「アスリート」の国際性という文脈であり、この文脈において「アスリート」は、それが体現する理念が先進的であることの表徴として作用するという側面である。

ここまで挙げてきた事例のほとんどは、国際的な舞台で活躍する選手を指して「アスリート」を用いている。たとえば5-3で挙げた「世界陸上」「アジア陸上」「世界ベテランズ陸上」の記事では、世界の舞台で活躍する選手を指して「トップアスリート」と言っている。なかでも代表的なのは「世界ベテランズ陸上」の記事で、これに出場する日本人選手が「七十九歳のトップアスリート」と形容されているものだろう。一般的には非常に知名度が低い大会であり、かつ絶対的な身体能力が決して高いとは言えない高齢の日本人選手でも、活躍の舞台が「世界」とであるという理由によって「トップアスリート」と形容されているからである。反対に丸山茂樹の記事では、メジャーなプロ競技であるゴルフにおいて、すでに国内ではトッププロであった丸山が、米国で初めてゴルフの「アスリート」性に目覚めたという内容になっている。

これらが示すことは「アスリート」が表出する個々の特徴が何であれ、「アスリート」と外来語表記されることで、そうした視座が欧米ではすでに確立された先進的なものであり、遅れた日本はこれを早急に導入しなければならないことが含意

される。結果として、日本における新たなスポーツ観としての「アスリート」は、日本における後進的なスポーツ観と対比されることで、英語の「athlete」からは変質してしまう可能性すら考えられる。たとえば「根性」と対比される形での、<自己表現としてのスポーツ>のアスリートにその萌芽があるかもしれない³⁰⁾。

結論と今後の課題

ここまで一例ではあるが、1990年代からメディア等で使用が増え始めた「アスリート」という用語の使用動向を確認してきた。まず、ユネスコの「憲章」では、1991年に補足された第7条で初めて「athlete」の使用が見られた。そこではスポーツ界に生じる商業化などの諸問題に対し、「憲章」内で「athlete」が使用されることによって、これまでには見られなかった新たな言説空間の地平が開かれていた。

このことを踏まえたうえで、日本における新聞報道から「アスリート」という用語の分析を行った。その結果、1990年代に使用が顕著に増えたことが明らかになった。さらに新聞記事の内容に着目してみると、前期に多く見られた「陸上競技選手」という使用は、中期には「プロ/アマ」という文脈での使用へ、そして後期には「障がい者」「プロ選手一般」「国際的に活躍するプロとアマ」「スポーツ愛好家」全般を含めた使用へと拡大していた。そこには、旧来のスポーツ観において前提とされていた差異を消滅・克服させる機能、そのうえで、新たな視座を表出する作用が「アスリート」という用語に含意されていることも分かった。例えばそれは、スポーツ界の商業化やスポーツの在り方そのものが変動する現状を前に<プロとアマの競技の平等化>、<障がい者と健常者の競技における平等化>、<身体の自己管理>、<スポーツ権の向上や拡大>および<自己表現としてのスポーツ>といった、当時の日本のスポーツ界にとっては新しいスポーツ観³¹⁾の表出であった。また、そこでは日本の記事の中で外来語表記の「アスリート」が使用されることに

よって立ち現れる国際性や、海外の視座を先進性と捉える要素も含意されていることも明らかになった。

しかし、本論では、新聞二紙を分析対象にとどめたため、「アスリート」という用語に表出される新たなスポーツ観の一側面を明らかにしたに過ぎない。今後は、ここでは補足に留めたスポーツ総合雑誌の『Sports Graphic Number』など、より広い「メディア」を対象として考察を進めなければならない。さらには、今回の分析で確認できた5つの新たな視座の相互の関連性や、日本独自の特質を踏まえたスポーツ観に対する考察が必要であるが、それらは今後の課題としたい。

注および引用・参考文献

- 1) 近年の「アスリート」の使用例として、一流選手を表す「トップアスリート」、障がい者選手を表す「車いすアスリート」や「カーボンアスリート」、女性選手を表す「女性アスリート」や「美人アスリート」、2005年に日本オリンピック委員会が制定した「シンボルアスリート」、引退したトップ選手たちが中心となり社会貢献を目的として2011年に設立した「一般社団法人 日本アスリート会議」、2020年の東京五輪への若手選手強化策である「ダイヤモンドアスリート」などの使用も見られる。
- 2) 鈴木康史「近代日本におけるスポーツの思想とは何であったのか—近代日本のスポーツ思想史の試み」友添秀則編『現代スポーツ評論』23, 創文企画, 2010年, pp.49-60
- 3) 同上書, p.51
- 4) 同上書, p.51
- 5) 岡部祐介・友添秀則・春日芳美「1960年代における「根性」の変容に関する一考察: 東京オリンピックが果たした役割に着目して」『体育学研究』57, 2012年, pp.129-142
- 6) 田里千代「「スポーツマン」ってだれのこと?」石井隆憲・田里千代編著『知るスポーツ事始め』, 明和出版, 2010年, p.25
- 7) 中村敏雄編『現代スポーツ評論』6「トップアスリートという商品」, 創文企画, 2002年や『現代スポーツ評論』12, 「アスリートはどうつくられるのか」, 創文企画, 2005年、千葉直樹・海老原修「トップアスリートにおける操作的越境からのシークレット・メッセージ」『スポーツ社会学研究』7, スポーツ社会学会, 1999年, pp.44-54、スポーツ学研究会によるメディアトレーニングやセカンドキャリアの問題、スポーツ教育学では豊田則成「アスリートの競技引退に伴うアイデンティティ再体制化に関する研究」(『スポーツ教育学研究』19NO. 2), 1999年, pp.117-129) やスポーツ心理学の分野でも「アスリート」を対象とした研究がみられる。
- 8) 今回は日本国内における全国一般紙の中で、発行部数1、2位を誇る(藤竹暁著『図説日本のマスメディア』第二版, NHKブックス, 2005年) 読売新聞と朝日新聞を考察対象とした。また、「アスリート」の使用を分析する際、スポーツ総合雑誌として知られる『Sports Graphic Number』における使用も研究に値するが、ここでは文字数等の関係もあり、論考を補足する紹介程度にとどめた。
- 9) 「athlete」について補足しておく、もともとギリシア語の「athlon」(賞品)に語源を持ち、「athlein」(賞品を目指して競技する意味)という用語からも示されるように「歴史的には、『アスリート(athlete)』(競技者)は、競技に出場して賞品を授与される人」という意味であった。(福永哲夫・山田理恵・西菌秀嗣編『体育・スポーツ科学概論』, 大修館書店, 2011年, p.58)
- 10) 清川正二著『オリンピックとアマチュアリズム』, ベースボールマガジン社, 1986年, p.134
1969年からIOC委員を務めた清川は、著書の中で「1971年の憲章を大きく改定して

- 憲章から『アマチュア競技者—Amateur Athlere』あるいは『アマチュアリズム Amateurism』の語を一切消去した」との記述も見られる。
- 11) 『スポーツ用語事典』(1975) 日本体育協会監修, 「商業主義」, p.32
 - 12) 小笠原正・塩野宏・松尾浩也編『スポーツ六法2011』, 信山社, 2011年, pp.19-20 ここでは「憲章」は仮訳の扱であり、第7条においては森川貞夫訳・社会教育推進全国協議会編『社会教育・生涯教育ハンドブック第6版』(2000年, エイデル研究所)を参考にした記述がある。
 - 13) 1982年に国際陸上競技連盟が、参加出演料の公認や競技者基金(アスリートファンド)を新設したことは、「アマチュアリズムそのものを根本からくつがえすものであった」との指摘もある。(『スポーツ大事典』「アマチュア」, 大修館書店, 1987年, p.29)
 - 14) 前掲書, 『スポーツ六法2011』, 前文などを参照
 - 15) 同上書
 - 16) データベースで閲覧できなかった記事は、縮刷版を利用して内容を確認した。
 - 17) 朝日新聞における1930年代の使用例を見ると、たとえば「比島に与えた感銘 遠征の日本チーム評(下)／敏速、不屈、決断力 レスリングの妙味 到底敵わぬアマ拳闘／フェザー級選手ルナ」(1938年3月27日:東京朝刊)の記事で「フィリッピノ・アスリート誌」という使用や、1940年の東京オリンピック開催決定の記事では「叫ぶ仁王像 東京大会ポスター 和田画伯作の原画成る」(1938年4月26日:東京朝刊)というタイトルで「富士山と仁王様とアスリートの三者を配する豪華版」といった使用が見られた。「米国はなぜ勝つか(上)／ジェームス・E・サリヴァン」(1939年1月13日:東京朝刊)の記事では「機関紙アマチュア・アスリート誌」という使用だった。
 - 18) 読売新聞における1950年代の使用例を見ると、たとえば「栄光の日本スポーツ賞 アマチュア32団体からまず選び 委員会できめる」(1951年1月3日:朝刊)の記事では、読売新聞社がスポーツ賞を設立することが紹介され「わが国の最優秀選手に推されたアスリートは文字通りの“ミスター(あるいはミス)スポーツ”として全スポーツ界の拍手と賛辞を受ける資格十分で…」という使用例であった。そのほか「第6回全国高校陸上せまる 男子は浜松商が有力 高橋、滝を破るか 女子走高跳」(1953年8月12日:朝刊)の記事では、「若きアスリートの熱戦を繰り広げる」などの使用が見られた。
 - 19) さらに1990年代における日本の新聞の「アスリート」に使用の増加について補足するならば、毎日新聞のデータベース「毎素」(期間:1872~2010)では、1990年以前のヒットは、1950年(12月22日:東京朝刊)に1件、1986年(6月12日:東京朝刊)1件のわずか2件であった。なお1990年代は312件、2000年からの10年は2710件の記事がヒットしたことから毎日新聞においても1990年以降に「アスリート」の使用が増加していることがわかる。
 - 20) 「五輪参加 完全オープン化へIOC総会で憲章改正」(読売新聞1990年9月20日:東京朝刊)
 - 21) 1990年版のオリンピック憲章では「参加資格」の規定に関する条文は第26条となっており、第45条となったのは1991年版の憲章である。また2014年度版では第40条に「参加資格規定」が扱われている。
 - 22) 前掲書, 読売新聞1990年9月20日
 - 23) 後に見る丸山の記事をはじめ、「長野五輪・日本の顔」(3) スキー距離・青木富美子31(連載)」(読売新聞1998年1月4日:東京朝刊)
 - 24) カウントの際、ひとつの記事の中に複数の特徴が読み取れたものはそれぞれ件数に含め

- た。
- 25) 文部科学省 (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/)
- 26) 多木浩二『スポーツを考える 身体・資本・ナショナリズム』, ちくま新書, 1995年, p.147
- 27) 「[スポーツ解体新書] (4) カーレーサー、速さに耐える運動能力」(読売新聞1999年12月9日:東京夕刊)ではスポーツ医学の専門家のコメントが引用され『『大きなストレスの中、集中力を保ち、自分の運転技術を最大限生かすには土台となる体力が必要となる。これまでのドライバーは飛び抜けて運動能力が高いわけではなかった。これからはアスリートの能力が求められると思う』と分析する。技術の進歩で車はどんどん速くなる。その力を引き出す側の人間にも「進化」が求められている」と述べられている。この記事では、これまで焦点化されていなかった運動技術を最大限に生かす土台となる体力を「アスリートの能力」として位置付ける、身体への新たなまなざしを確認できる。
- 28) たとえば、カーリングをモチーフとした「カーリンコン」をはじめ、「スポーツチャンバラ」や「キンボール」、さらには人数や体力に合わせてルールを変更できる「ミニバレー」などが挙げられる。
- 29) また、日本を代表するスポーツ総合雑誌である『Sports Graphic Number』(以下『Number』)の、「レボリューション [進化するアスリート] 根性物語から美学へ」(吉井妙子「1996 奇跡と真実」408号, 文藝春秋, 1996年, pp.86-89)の中でも「野茂やイチローはその理由を『ぼくらの最大の表現方法は球場でのプレー。そこで判断してほしい。自分を表現する手段は言葉ではない』と口を揃える」というように、スポーツを「自己表現」と位置付けている。
- 30) 同上書, 補足すると、『Number』の中では、米国で活躍する野茂やイチローの〈自己表現としてのスポーツ〉に「アスリート」が用いられるのに対して、巨人(移籍)にこだわった清原和博に引きつける形で「根性物語」や「スポーツマン」が言及されている。
- 31) 今回の分析で明らかになった「プロ・アマ」、「障がい者・健常者」におけるカテゴリーの変化を、本論は双方の価値観の差異が消滅・克服されたものとして、つまりは旧来のスポーツ観から新たなスポーツ観への変容として確認してきた。しかし一方では、たとえば1992年のバルセロナ五輪における野球競技の正式種目化が、その後、(大リーグを中心としたプロ)野球界に対するドーピングの取り締まり強化へとつながったとも推測できる。そのため「プロ・アマ」の境界の消滅・克服において、そこにはプロ(選手)へ「アマチュア的価値」を浸潤させている力が生じている、言い換えるならば、旧来のスポーツ観である「名誉」というアマの理念がプロへ浸潤しているとも考えられる。しかしここに「障がい者・健常者」の差異の消滅・克服といった視座を含めて考えるならば、全体としてこの浸潤は、スポーツの商業化という現状を〈平等〉という理念で正当化する機能を帯びているとも言えるのである。すなわち個別に見れば旧来の価値観の相互浸透という意味で〈平準化〉しているとも言える現象でも、その全体を牽引しているのは「平等化」の理念であると考えられるので、本論ではこれを「平等化」という新たなスポーツ観への変容として確認した。また、新聞記事の分析では「女性アスリート」という文脈も確認できたが、これらのさらなる考察は今後の課題としておきたい。